

### 水難事故に遭遇した時の行動について

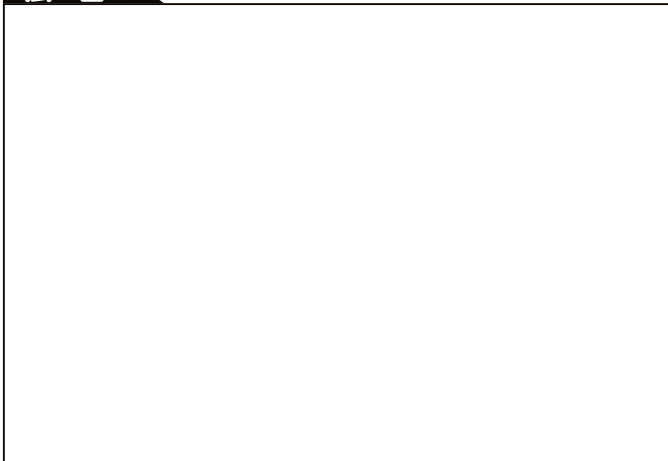
- ① まず、大きな声で付近の人たちに協力を求める。
- ② 119 番通報するか、または通報を依頼する。
- ③ 溺れている人から目を離さないようにし、救助隊が来た時に適切に情報提供できるようにする。
- ④ 浮き輪などがあれば近くに投げ入れたり、竹や木の棒があったら差し伸べる。
- ⑤ 助け出した場合、速やかに応急手当を実施する。

119 番通報し、  
大きな声で近所の人に助けを求める。



浮き輪や木の棒、ロープやシャツ  
などを差し出して、つかまらせる。

広告



## 消費生活相談

### エステティックサービスを解約したい

【相談】

3 日前、エステの格安キャンペーンの広告を見てエステサロンに行ったら、脱毛エステ、痩身エステと次々と勧められた。1 年間の契約をしたが、契約金額が高額となり払えないので解約したい。



クーリング・オフ期間内であったので、すぐにクーリング・オフ通知を出すように助言しました。

ワンポイント講座

#### よく考えて契約を

契約期間が 1 か月を越え、契約金額が 5 万円を越えるエステティックサービスは、特定商法取引法で「特定継続的役務提供」として、クーリング・オフが認められています。店舗での契約も契約書面を受け取った日から 8 日以内であれば無条件で解約できます。また、一定の解約料を支払えばいつでも中途解約できます。

エステティックサービスの契約は、金額も高額で期間も長期になる傾向があります。また病气や引っ越しなど、将来予定外の事情でサービスが受けられなくなることもありますので、長期間の契約はなるべく避けるようにした方がよいでしょう。

■ 問い合わせ先

商工労働課内消費生活相談窓口 (☎ 82-1150)  
山陽総合事務所地域行政課内消費生活相談窓口  
(☎ 71-1612)

### 人のうごき (6月1日現在)

世帯	27,552 世帯	(+ 6)
人口	67,825 人	(-16)
男	31,967 人	(+ 1)
女	35,858 人	(-17)

※( )内は前月との比較